

中国税務速報

2025 年 9 月 15 日

一、「財政部・税務総局公告 2025 年第 7 号」増値税の仕入税額控除の期末未控除残高に対する還付制度の改善に関する財政部・税務総局の公告

8 月 22 日、財政部、税務総局は「増値税の仕入税額控除の期末未控除残高（以下、「増値税期末未控除残高」という）に対する還付制度の改善に関する公告」（財政部・税務総局公告 2025 年第 7 号、以下、「公告」という）を公布した。「公告」により、今年 9 月の増値税申告期から関連業界に対して、新たに増値税期末未控除残高の還付政策を実施することになった。主な内容は以下のとおりである。

1. 条件を満たす製造業、科学研究・技術サービス業、ソフトウェア・情報技術サービス業、生態保護・環境管理業（以下、「製造業等 4 業種」という）の増値税一般納税者（以下、「納税者」という）は、増値税期末未控除残高について、所轄税務機関に還付申請を月次で行うことができる。
2. 条件を満たす不動産開発経事業の納税者は、2019 年 3 月 31 日時点の増値税期末未控除残高と比較して新たに増加した分の 60%について、所轄税務機関に還付申請を行うことができる。
3. 条件を満たすその他納税者は、還付申請時点の課税期間における前年度 12 月 31 日時点の増値税期末未控除残高と比較して新たに増加した分について、比例に応じて還付申請を所轄税務機関に行うことができる。

出典：「財政部・税務総局公告 2025 年第 7 号」増値税の仕入税額控除の期末未控除残高に対する還付政策の改善に関する財政部・税務総局の公告

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5242450/content.html>

二、「国家税務総局公告 2025 年第 20 号」増値税の仕入税額控除の期末未控除残高に対する還付をめぐる徴収管理事項に関する国家税務総局の公告

「増値税の仕入税額控除の期末未控除残高に対する還付政策の改善に関する財政部・税務総局の公告」（2025 年第 7 号）に基づき、未控除残高の還付手続を規範化し、関連する徴収管理事項を明確化した。主な内容は以下のとおりである。

1. 一般納税者は、条件を満たした翌月の申告期間内に申告を完了後、電子税務局または税務サービス窓口を通じて申請を提出することができる。
2. 輸出貨物または越境サービスに税金控除・還付政策が適用される場合、同一の申告期間内に税金控除と増値税未控除残高の還付を同時に申告することができる。還付申請はその時点の納税信用等级を基準とし、還付対象の未控除残高について、仕入税額構成割合（売上税額と相殺可能な増値税伝

票による仕入税額／すべての売上税額と相殺可能な仕入税額）を計算する際、売上税額と既に相殺済の仕入税額は相殺できなくなる事項がある場合でも、除外せず計算するものとする。

3. 税務機関は 10 営業日以内に審査を完了し、結果を通知すべきである。また、税金控除の処理後に、増値税未控除残高の還付を処理しなければならない。
4. 納税者に税務リスク、未解決の税務調査、異常な申告または証憑の異常問題などが発見された場合、還付を一時中止し、問題が解消された後 5 日以内に処理する。税金還付詐欺、虚偽の領収書発行など重大な違法行為がある場合、税務機関は手続を停止することになる。
5. 還付税額の確定に当たっては、申告書の期末未控除残高を基に、必要に応じて未控除残高の還付税額または未納税額を控除する。
6. 納税者は、還付を認める通知書を受領した当期の申告時に、未控除残高を控除し、適宜処理を行わなければならない。既に還付を受けた金額を納付し直す必要がある場合は、申請手続を行い、税務機関は 5 日以内に通知を発行する。

本公告は 2025 年 9 月 1 日より施行し、関連する旧規定は同時に廃止する。

出典：「国家税務総局公告 2025 年第 20 号 増値税未控除残高の還付をめぐる徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5242455/content.html>

三. 「財政部・税務総局公告 2025 年第 6 号」育児補助金に係る個人所得税政策に関する財政部・税務総局の公告

8 月 20 日、財政部と税務総局は「育児補助金に係る個人所得税政策に関する公告」（財政部・税務総局公告 2025 年第 6 号）（以下、「公告」という）を発表し、2025 年 1 月 1 日より施行される。

「公告」により、育児補助金制度に基づき支給される育児補助金は個人所得税が免除される。衛生健康部門は財政部門・税務部門とともに情報共有メカニズムを構築する。県レベルの衛生健康部門は規定に基づき、補助金申請者に対して、個人所得税の免税申告手続を行う。

出典：「財政部・税務総局公告 2025 年第 6 号」育児補助金に係る個人所得税政策に関する財政部・税務総局の公告 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5242425/content.html>

四. 「国家税務総局公告 2025 年第 19 号」中国とカメルーンの租税条約および中国とブラジルの租税条約議定書の発効・施行に関する国家税務総局の公告

8 月 14 日、国家税務総局は「中国とカメルーンの租税条約および中国とブラジルの租税条約議定書の発効・施行に関する公告」（国家税務総局公告 2025 年第 19 号）を公布した。

1. うち、「中国・カメルーン協定」は 2025 年 7 月 26 日より発効し、2026 年 1 月 1 日以降の課税年度に取得した所得に適用される。
2. 「中国・ブラジル租税条約協定書」は 2025 年 6 月 14 日より発効し、2026 年 1 月 1 日以降支払われた、または計上された金銭に対する源泉徴収税、ならびに、2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度において課税される、同議定書により改訂された『中華人民共和国政府とブラジル連邦共和国政府との間の所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止に関する協定』（中巴協定議定書により改正されたもの）の対象税目に属するその他税収に適用される。

出典：「国家税務総局公告 2025 年第 19 号」中国とカメルーンの租税条約および中国とブラジルの租税条約議定書の発効・施行に関する国家税務総局の公告

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5242318/content.html>